

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年8月17日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

(1) 業務名

英語マスター講座委託

(2) 業務内容

講座修了時に「CEFR A2」レベルに到達することを目標に、英語4技能5領域〔聞くこと・読むこと・話すこと（やり取り）・話すこと（発表）・書くこと〕をバランスよく伸ばすことのできる講座を実施する。

ア 履行場所（予定）

こども支援センターげんき（足立区梅田三丁目28番8号）ほか委託者指定場所

※ 令和10年度以降は足立区立梅島小学校（足立区梅田7-35-1）にて実施予定

イ 対象・定員

対象：一定レベル（概ねCEFR A1程度）以上の英語力があり、英語学習に強い興味・関心を持ち、英語力のレベルアップへの意欲が高い足立区立中学校1年生～3年生

定員：120名

ウ 講座内容等

(ア) 会場及び日程

こども支援センターげんきの2部屋を使用し、午後6時から午後8時30分までの間に実施する。30名程度で1グループを設定し、グループごとに指定した曜日に、6月から3月までの期間に全30回の講座を実施する。

(イ) 講座内容

1回の講座は、次の条件を基本とする。ただし、到達目標達成に向けた、より効果的な内容であれば、条件によらず提案することも可能とする。

- ・ 1グループを15人程度の小グループに分けて実施する。
- ・ 英会話レッスンとオンライン英会話を組み合わせ、60分×2コマ合計120分の講座とする。
- ・ 英会話レッスンは、英語が堪能な外国人講師が集合もしくは個人習熟度に合わせて実施すること。また、指導にあたっては「読んだことを話す」「聞いたり、話したことを書く」など、技能・領域を統合的に扱うこと。
- ・ オンライン英会話は、英語が堪能な外国人講師とのマンツーマンレッスンを1レッスン25分以上毎回1～2レッスン、年間50レッスン以上実施すること。

エ 受講希望者向け募集説明会

受講を希望する生徒・保護者向けに、説明会を実施する。

講座の内容説明は受託者が行うこと。

オ 対象者選抜テスト（英語力判定テスト）

講座受講者を選抜するためのテストを実施する。

試験問題作成・準備、受付、試験進行、試験監督、採点等は受託者が行うこと。

カ 事故等の責任

委託者の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、全て受託者の責任とする。このため、受託者は、対象生徒への傷害・賠償責任保険（通学・下校時を含む）に加入するなど万全の対応をとること。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 令和9年度以降の予算成立を前提としている。予算が不成立となった場合、区は契約候補者が要したそれまでの経費等について一切の責任を負わない。

※ 学力向上対策事業委託事業者選考会議における評価（履行状況）が良好な場合に限り、原則として2回まで契約を更新することができる。ただし、事業計画の変更等により更新せず終了する場合もあり得る。

（参考・各年度の契約予定期間）

初年度契約時（令和9年度生向け）：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

更新時1回目（令和10年度生向け）：令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

更新時2回目（令和11年度生向け）：令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

2 提案限度価格等

（1）提案限度価格 25,000,000円（消費税込み）

（2）最低制限価格の設置 なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

（1）提案書の提出者に要求される資格要件

- ① 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ③ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ④ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

（2）提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

（3）提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価 配点 (配分)	指標
経営の安定性・ 信頼性	経営の安定性・信頼性、 経営規模は十分か	10 (20%)	財務諸表等をもとに実施した財務審査 における総合評価
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	10 (20%)	従業員数、指導講師数
瑕疵担保力	履行保障、業務時の事故補 償体制がとれるか	5 (10%)	保険加入の方針
業務執行技術力	当該業務を遂行するための 知識・経験を有しているか	15 (30%)	同種・類似業務又は英語教育に関する実 績、近隣エリアにおける過去の業務実 績、意欲等

企業方針	情報セキュリティやコンプライアンスに関する取り組みはどうか	10 (20%)	個人情報保護や内部情報漏洩防止、法令遵守等への配慮・取り組み
合 計		50 (100%)	
区内事業者	区内に本店のある事業者に10%を加点	5 (+10%)	

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価 配点 (配分)	指 標
提案内容の的確性	業務計画（指導内容）や業務実施手順	10 (8.3%)	英語マスター講座の目的の理解。生徒の英語力向上に向けた効果的な業務計画。円滑な運営のための業務実施手順
	事前・事後テスト等の実施	5 (4.2%)	事前・事後テストの実施内容や各受講生へのつまずき等のフィードバック方法。講座期間中に各受講生の学習状況を把握するための工夫した取り組み（中間テストの実施等）。
	業務遂行体制	15 (12.5%)	同種・類似業務又は英語教育関連業務について十分な業務実績。業務に精通し、業務を総括する管理責任者の配置。担当課との緊急時の連絡体制
	講師について（会場講師、オンライン英会話講師それぞれについて）	15 (12.5%)	講師の力量・人数の妥当性。講師の採用基準、講師に求める資質。講座実施にあたっての講師の研修計画、研修体制
	参加生徒の在籍校や保護者への情報発信	5 (4.2%)	参加生徒の在籍校や保護者に対する情報提供のプランの具体性
	通所の代替策	5 (4.2%)	通所困難となった生徒に対しての効果的な学習指導内容
	安全安心に対する取り組み、個人情報のセキュリティ等法令遵守に対する取り組み	10 (8.3%)	参加生徒の安全確保に関する方針。個人情報保護や内部情報漏洩防止、法令遵守等への配慮・取り組み
スピーチ・ディスカッション対策	スピーチ・ディスカッション対策	10 (8.3%)	論理的に分かりやすく伝える力が育成できる効果的な内容
英会話レッスン・オンライン英会話	英会話レッスン・オンライン英会話の運用	20 (16.7%)	英会話レッスンは、「読んだことを話す」「聞いたり、話したことを書く」など、技能・領域を統合的に扱う運営となっているか。オンライン英会話を行うタブレット等、セキュリティ面を含めた利用環境及び運営体制の適切さ
教材	教材内容	10 (8.3%)	生徒に合った内容。レベル及び量の適切さ
プレゼンテーション全体	プレゼンテーション、参考資料等	5 (4.2%)	提案事業者・担当者の意欲、熱意、理解、協調性。提案書・参考資料等は具体性。プレゼンテーションのわかりやすさ・具体性。

コスト	コスト	10 (8.3%)	不当に廉価な価格を提示していないか。 費用対効果。見積書の積算は妥当で明確 になっている。
合 計		120 (100%)	
区内事業者	・区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合 ・区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合 ・区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合 ・区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	6 (+5%) 4.8 (+4%) 3.6 (+3%) 2.4 (+2%)	

4 手続き等

(1) 担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館6階
足立区教育委員会事務局教育指導部学力定着推進課事業担当
E-mail gaku-tei@city.adachi.tokyo.jp
電話 03-3880-5964 (直通) 担当 江原

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和8年8月17日(月)から令和8年8月27日(木)午後5時まで
- ② 交付場所 4(1)に同じ。
- ③ 交付方法 希望者に直接またはメールにて交付する。
直接の受取りに際しては、希望日を事前連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年8月28日(金)正午まで
- ② 提出場所 4(1)に同じ。
- ③ 提出方法 事前連絡のうえ、書類を持参すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年11月11日(水)午後5時まで
- ② 提出場所 4(1)に同じ。
- ③ 提出方法 事前連絡のうえ、書類を持参すること。併せてデータをCD-ROMまたはメールにて提出すること。

5 スケジュール(予定)

項目	日程
説明書の交付 (第1回質問受付期間)	令和8年8月17日(月)から 8月27日(木)午後5時まで (質問受付は8月20日(木)正午まで)
参加表明書の提出期限	令和8年8月28日(金)正午まで
提案書提出者選定結果の通知	令和8年10月20日(火)予定
提案書の提出期限 (第2回質問受付期間)	令和8年11月11日(水)午後5時まで (質問受付は10月27日(火)正午まで)
ヒアリング(プレゼンテーション)	令和8年11月24日(火)
提案書の特定	令和8年12月3日(木)予定